

鳥羽市全員協議会会議録

平成30年2月27日

○出席議員（13名）

1番	奥村 敦	2番	片岡 直博
3番	河村 孝	4番	山本 哲也
5番	木下 順一	6番	井村 行夫
7番	中世古 泉	8番	戸上 健
9番	浜口 一利	10番	坂倉 広子
11番	世古 安秀	13番	尾崎 幹
14番	坂倉 紀男		

○欠席議員（1名）

12番 橋本 真一郎

○出席説明者

- ・山下企画財政課長、坂倉鳥羽市開発公社事務局長
- ・橋本市民課長、武中補佐、横田保険年金係長
- ・池田環境課長、山口環境保全係長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	濱口 博也	次長	
		兼庶務係長	上村 純
		兼議事係長	
書記	中山 真緒		

(午前11時16分 再開)

○浜口一利議長 本会議に引き続き、お疲れさまです。

ただいまから全員協議会を再開します。

橋本議員から療養のため欠席の届け出が出ておりますので、ご報告いたします。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

それでは、議事に入ります。

協議事項1、執行部からの報告事項についてであります。

そのうち、①鳥羽駅西駐車場運営事業者の交代についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

企画財政課長。

○山下企画財政課長 企画財政課の山下です。よろしく申し上げます。本日はお忙しい中、時間をいただきましてありがとうございます。

1月31日付で鳥羽市開発公社から議員の皆様へ報告させていただいております鳥羽駅西駐車場の運営事業者交代の件につきまして、本日改めましてご報告申し上げます。

現在、鳥羽市開発公社が管理運営しております鳥羽駅西駐車場は、平成8年に三交不動産株式会社が建設をし、その運営を鳥羽市開発公社が行ってまいりました。当初は年間約4,300万円という賃貸料を支払い、15年契約のもと厳しい運営をしてまいりましたが、平成24年に賃貸料減額の交渉を行い、年間約1,000万円の賃貸料で契約を更改しました。その後、6年間はその金額にて運営を行ってまいりましたが、今年度に入り、三交不動産より賃貸料約2倍の値上げの申し入れがあり、受け入れられなければ賃貸借契約の更新はせず、平成30年3月31日の契約満了日に駅西駐車場を返還し、それ以降は三交不動産直営駐車場として運営したいとのことでした。その後、賃貸料の値下げ交渉を行いましたが、双方合意ができず、やむなく契約を解約する旨の判断をいたしました。

現在、ご利用いただいておりますお客様には手続等でご面倒をおかけしておりますが、現在と同額での契約ができますので、諸般の事情説明と引き続きのご契約をお願いしております。

今後の開発公社の駐車場事業につきましては、佐田浜地区の駐車環境の充実を図ることを目標とし、離島住民の皆様、それから観光客により一層快適にご利用いただけますよう努力する方針でございます。

報告は以上でございます。よろしくお申し上げます。

○浜口一利議長 説明は終わりました。

この件について、質問やご意見はございませんか。

尾崎議員。

○尾崎 幹議員 その賃貸料の、路線価でいくと下がっておるわけやん。それをやっぱり賃貸料を上げよという根拠は何やったんですか。

○浜口一利議長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 鳥羽の部分に関しまして、三交さんとしますと赤字だというのが根拠の理由です。

○浜口一利議長 尾崎議員。

○尾崎 幹議員 何に対しての赤字なの。全体が赤字なものであるということなのか、ちょっと説明して。

○浜口一利議長 坂倉理事長。

○坂倉鳥羽市開発公社事務局長 鳥羽市開発公社の坂倉と申します。よろしくお願いたします。

三交不動産側からの申し入れといたしましては、駐車場事業として駅西駐車場を開発公社に貸しておりますが、その賃貸料1,000万円では駐車場事業として赤字であるという申し入れでございました。

以上でございます。

○浜口一利議長 はい。

○尾崎 幹議員 言いなりの中で、今までやっぱり流れがあって信用関係でここずっと続けてきたと思うんですよ。その中で急に倍になるということ自体が、やっぱりそれまでの間に何かいろいろあったと思うんです。それだけでなくともあんな古いものさ。その協議はどうやって、いつからどうなったとかさ。

○浜口一利議長 交渉の経緯とかということでもいいと思うので、坂倉理事長。

○坂倉鳥羽市開発公社事務局長 三交不動産側といたしましては、本年度当初に、賃貸料の回復の申し入れという形で申し入れがございました。といいますのは、先ほど課長がご説明申し上げました、最初の賃貸料は4,000万円です。やってきておりました。それで15年たったときに値下げという形で1,000万円まで大幅に値下げをしました。ですけれども、その事業として6年間見てきましたけれども、やはりもうちょっと回復という形で値上げをしていただけないかというような申し入れでございました。

以上です。

○浜口一利議長 尾崎議員。

○尾崎 幹議員 それに応じやないかんといい、もうそれにイエスをしてしまうわけでしょう、もうこれは。
(「イエスじゃない」の声あり)

○尾崎 幹議員 断ったのか。

○浜口一利議長 断ったもので、こういうことになった。

理事長。

○坂倉鳥羽市開発公社事務局長 すみません、どうい……

○尾崎 幹議員 断ったら倍になったという……

○浜口一利議長 交渉が決裂したもので、契約は結ばないということになった。

○尾崎 幹議員 結ばないということなの。

○浜口一利議長 結ばないということになったもので、三交へ返すということや。それで開発公社としては、もう一切手を引くということで、そんな交渉内容。

○尾崎 幹議員 ほんならもう一件だけ。

○浜口一利議長 はい。

○尾崎 幹議員 今までやっぱり借りておる人がおるわけやんか。それに問題はないわけやね、今までどおりで。

○浜口一利議長 坂倉理事長。

○坂倉鳥羽市開発公社事務局長 月決め料金に関しましてはこれまでどおり7,000円ということで引き継い

でいただくということで、これはもう契約を進めております。

○浜口一利議長 尾崎議員。

○尾崎 幹議員 ただ、ことし30年度はそれでいきましたと。31年のときからまた急に上げられるという、そこは長期に関してのやっぱり議論が絶対必要やと思うんさ。一つ、やっぱり離島の方が多いわけやんか。それでなくとも高いと言われておる駐車場代やと。あそこら辺のちょっと横へ行けばもう5,000円さな。裏へ行けばもう、ご存じやと思うけれども、そこら辺までやっぱりちゃんと考えていただいて、離島の人らがあれだけ歩いて7,000円払うということをやっぱりちょっと重く受けとめやないかんのじゃないかと。本来なら鳥羽市がもうただでも、土地をつくってでも、本当はただの離島専用駐車場ぐらい必要なんじゃないかと。離島振興、離島振興ばかり言うておるのにさ、離島で生活しておったらどんどん負担が大きくなるではやっぱりいかんと思うよって、課長、そこら辺はやっぱりちゃんと協議してもうたんかいな。

○浜口一利議長 企画財政課長。

○山下企画財政課長 一応、金額的には7,000円という形になりました。ただ、今2時間無料とか、それから最大1,000円という話がありましたけれども、このあたりも一応申し出をしましたけれども、実は昨日、公社のほうに電話が来まして、2時間無料のほうは難しいと、ただし最大1,000円のところは、平日最大が400円、それから土日は最大500円と、そういう形でしますということの連絡はきのうありました。

以上です。

○浜口一利議長 尾崎議員。

○尾崎 幹議員 その無料に関しては、やっぱり観光客もしくは鳥羽の住民も置く方は何人かおられると思いますけれども、ただそれが今の現状でしょう。今後やっぱりそれが、経済が上がってきて、みんな払えるようになったらいいけれどもその要素もないわけやで、やっぱり一番は安定というたらおかしいけれども、借りる方側の立場に立ってちゃんと交渉してもらわな。来年になって本当に上がってきたら、それこそもう言いなりになってしまうわけやで。そこら辺だけちょっと注意をもう一度できるものならしておいてください。

以上。

○浜口一利議長 以上でよろしいか。

(「もうええ」の声あり)

○浜口一利議長 他に。当該……

(「団体に個別の質問できない」の声あり)

(「したらいかんと言わなあかん」の声あり)

○浜口一利議長 ある程度の、詳細については少し……

(「そういうことですというだけでもう終わって」の声あり)

(「方向だけやろう」の声あり)

○浜口一利議長 そうです。

(「一つだけ要望ということで」の声あり)

(「できません」の声あり)

○浜口一利議長 要望もできないそうです。当該団体と違うということで。

(「絶対値上げしてくるで」の声あり)

○浜口一利議長 本来ですと報告のみでいいわけなんですけれども、やはり今言われたように、離島住民のという部分があるもので少し質問を許したわけなので、それ以上はということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この件については終了したいと思ひます。よろしいですね。そういうことでよろしくお願ひします。

それでは、退席してください。

それでは、続きまして、②国民健康保険の財政運営の県一元化についてであります。

議事に入る前に、議事進行に係る注意点につきまして事務局長から説明をさせます。

事務局長。

○濱口事務局長 それでは、私のほうから前置きということでちょっと言わせてもらいます。

国民健康保険の財政運営の県一元化についてと、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例(案)のパブリックコメント結果についての2件につきましては、既に議案のほう上程されておりますことから、委員会に付託される予定となっております。そのために今回は説明を聞くだけでとどめていただき、質問やご意見は、質疑や委員会でお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○浜口一利議長 そういうことですので質問は受け付けませんので、よろしくお願ひします。

事務局長の説明は終わりました。

それでは、担当職員の説明を求めます。

市民課長。

○橋本市民課長 市民課、橋本です。よろしくお願ひします。

○浜口一利議長 座ってください。

○橋本市民課長 着座にて失礼します。本日は貴重なお時間をいただき、どうもありがとうございます。

国民健康保険の財政運営の県一元化についてご説明させていただきます。

さて、国民健康保険制度は平成30年4月から、県が国民健康保険の財政運営の責任主体としての制度の安定化を図る一方、市町村は資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などの地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなります。つまり、今回の国民健康保険制度の改革は、広域自治体である県が保険者として参画することで、より安定的でかつ地域におけるまさに国民皆保険のとりでの役割を将来に向けて果たしていくための改革です。

本市といたしましては、国民健康保険制度を持続的かつ安定的に運営していくため、納付金の支払いと国保事業の実施に必要な適正な保険税を設定するとともに、収納率の向上や医療費適正化に向けた取り組みを積極的に行い、財政運営の健全化について、県一元化以降もこれまでと同様にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、広域化するに当たり、保険税については、後期高齢者医療制度のように県下一本になるべきという考え方を持っており、医療費水準を反映させない納付金にしていくことを県は6年かけて進める方針を掲げて

いますが、本市としては、この機に県と市町が一体となって予防、健康づくりに取り組み、保険者努力支援制度の交付金を最大限に確保できるよう県全体で取り組みを進めていければと考えています。

議員皆様のご協力をいただきながら、今後の事業展開につなげていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、この後、横田のほうからお手元の資料に基づき説明をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

○浜口一利議長 横田係長。

○横田保険年金係長 市民課保険年金係の横田と申します。よろしくお願い致します。

それでは、私のほうから国民健康保険の財政運営の県一元化についてご説明させていただきます。なお、先ほどお話もありましたけれども、今回この国保財政県一元化に伴い、本日の議会に条例議案等を上程させていただいておりますので、今回おおまかな説明にとどめさせていただきますことをご了承ください。

それではまず、説明資料の1ページ目をごらんいただきますようお願い致します。

まず、今回の説明の概要といたしましては、今まで一般質問などでもありましたが、国民健康保険は平成30年度より各市町で運営してきた財政運営を県で取りまとめて、県が財政運営の責任主体としてこれからの運営に携わっていくということであります。

そもそも、今回の国保財政一元化に至った背景を述べさせていただきますと、国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤となる仕組みとなっておりますが、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険税の負担が重い、小規模の保険者が多く財政赤字の保険者も多く存在する。そういったことから、今後の運営については、以前より国においてもさまざまな議論がありました。そして今後も継続して国民健康保険制度を安定して運営していくために、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、財政運営の責任主体を市町村から都道府県にすることで、今後も国保制度が安定的に運営されるように取り組んできたわけでございます。

では、安定的な運営が図られるように、県としましてはどのような役割分担を行うのかと申しますと、県は、県内市町から納付金を徴収し、この納付金と国・県などの交付金等を合わせて、各市町が実際に支払う医療費分を交付金として配分いたします。市町については、県に納付金を納めることとなりますが、そのほかは今までどおり保険税の賦課・徴収や保険証の発行、資格管理、人間ドックなどの保健事業はそのまま継続して、市町の役割として行ってまいります。

これらをまとめたものが2ページ目に記載してありますので、ご確認いただければと思います。

なお、具体的な金額や予算科目などにつきましては、後日の予算決算常任委員会にてご説明させていただきますので今回は割愛させていただきますが、国保財政県一元化が始まることによって国保加入者に何か影響があるのかといえば、2ページ目の問いを見ていただきますと、問い2として、国保に加入する対象者は変わるのかといえば、これまでと変わりありません。また、問い3の窓口業務についても、今までどおり市民課や各連絡所で行うものとなっております。問い4の保険税についても、従来どおり鳥羽市で保険税率等を決定し、賦課・徴収を行うこととなります。

ある程度影響があるのではと思われるのが、問い5の高額療養費の通算方法で、これは三重県も国保の保険

者となることから、県内の住所移動であれば、世帯としての継続性が認められる場合には該当回数が通算されるようになります。具体的には、鳥羽市に住んでいたAさん世帯が、高額療養費の支給を2回受けていた場合で、今までは隣の市町に転出すると、再度そこからの高額療養費の回数は1回目からカウントするようになっておりました。しかし平成30年度は、世帯の継続性というものが認められれば、隣の市なりに転出した場合でも2回から3回、3回目からもう一回カウントするというような形になるということです。

以上のことから、国保に加入されている方の諸手続についてはそれほど影響はないのかなと思っております。次に、納付金の算定についてご説明させていただきます。

先ほどの説明で、平成30年度から市町は県へ納付金を納めていくこととなると申し上げましたが、こちらの納付金は三重県全体に必要な医療費などを推計し、そこから公費等を差し引いたものに、各市町の所得や被保険者数などを加味して納付金が案分されてまいります。金額等については、こちらでも予算決算常任委員会等でご説明させていただきますので割愛させていただきますが、こちらの納付金は三重県全体の国保加入者の医療費が少なくなれば、将来的に納付金も下がることとなりますので、鳥羽市としてもできるだけ全体の医療費が下がるように、担当課のできることとして健康寿命の延伸を目指して保健事業を今後とも充実させていったり、保険者努力支援制度による歳入の確保に努めるなど、頑張っていきたいと考えております。

また、医療費が少しでも少なくなるように努めていくことで元気な市民がふえれば、国保会計のみならず、行く行くは後期高齢者医療制度や介護保険の給付費にもかかわってくる部分だと考えておりますので、そういったことも考えて今後とも頑張っていければと思っております。

以上、簡単ではございますが、国民健康保険の財政運営の県一元化について説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○浜口一利議長 説明は終わりました。

この件についても、初めに言いましたとおり、委員会での質問ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。これまでと違って大きく変化したということなので、説明をしていただひということなので。そういうことでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

(午前11時38分 休憩)

(午前11時39分 再開)

○浜口一利議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、③鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例(案)のパブリックコメントの結果についてであります。

この件についても事務局長からの説明がありましたように、質問やご意見は質疑や委員会でお願ひしたいと思ひます。

それでは、担当職員の説明を求めます。

環境課長。

○池田環境課長 失礼します。環境課長、池田です。よろしくお願ひします。

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全に関する条例（案）につきましては、人と自然が共生する豊かな地域社会の確保に寄与することを目的に、再生可能エネルギー発電事業と鳥羽市の美しく恵まれた自然環境等との調和を図ることを目的に制定作業を進めてまいりました。関係課との調整、例規審査会等の審査調整を行った後、1月15日（月）から2月14日（水）までの1カ月間実施させていただきました。実施に当たりましては、ホームページへの掲載のほか鳥羽メールにより周知以外に自治会連合会、鳥羽市観光協会、鳥羽磯部漁業協同組合、鳥羽商工会議所の各組織に意見の募集の依頼をさせていただいております。

この関係資料の入手、閲覧につきましては、市のホームページ、環境課、健康福祉課、各連絡所、図書館等をして、所定の用紙で郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提出していただくという方向でさせていただいております。

1カ月間のパブリックコメントの結果ですが、お手元の配付資料の裏面、鳥羽市における再生可能エネルギー事業と自然環境の保全に関する条例（案）に対する意見と回答をごらんください。

6名の方から10件のご意見が寄せられました。内訳ですが、条例全般に関する意見が4件、適用事業に関する第3条関連のご意見が2件、事業抑制区域に関する条例第4条の関連のご意見が1件、再生可能エネルギー発電設備または抑制事業区域の変更または解除に関する第5条関係のご意見が1件、事業計画の調整に関する第7条関連のご意見が1件、関係書類の閲覧に関するご意見が1件でございました。

内訳別ですと、ナンバー1につきましては、再生可能エネルギー発電事業を事業計画する事業との対応について、市民とともに取り組んでいく旨の意見を寄せていただいております。

ナンバー2につきましては、事業終了後に懸念されている撤去問題に対するご意見ですが、この分につきましては計画書の中で撤去あるいは撤去費の準備状況を毎年報告を受けるというふうな形で回答させていただいております。

ナンバー3につきましては、造成や伐採をできるだけ行わないで休耕地等の活用を促すことを求めているご意見ですが、本条例が特定事業の推進や設置場所を指定する条例ではなく、造成、伐採を伴う事業であっても、地域住民等と事業者が自然環境や生活環境等との調和を進める中で事業を進めていく条例であるということで理解を求めています。

ナンバー4につきましては、環境保全に力を注ぐことを求められたご意見として受けとめていまして、本条例が再生可能エネルギー発電事業と自然環境の保全との調和を目指した条例で、適正な運用を行っていく旨の回答をさせていただいております。

ナンバー5、6につきましては、適用事業の根拠についてのご意見ですが、これについてはそれぞれの根拠を回答させていただいております。

ナンバー7につきましては、事業抑制区域の発案について、市長、鳥羽市の環境保全審議会との関連についてのご意見でしたが、追加の判断は市長が行いますが、その意見の集約につきましては環境保全審議会や市民等からのご意見によるものであるということをお答えさせていただいております。

ナンバー8、事業抑制区域の変更または解除につきましては鳥羽市環境保全審議会の意見が必要ではないかということのご意見ですが、これについても事業抑制区域の変更または解除、新規の指定に際しては鳥羽市環

境保全審議会の意見を聴取するということの回答をさせていただいております。

ナンバー9については、地域住民等の理解の状況についてのご意見ですが、理解の基準としては、市民生活等に多大な影響はないということの地域住民に今、理解がされるというところの回答をさせていただいております。

ナンバー10、最後ですが、事業計画の閲覧に際してルールづくりが必要ではないかということですが、これは別途マニュアルで記述していくことを回答させていただいております。

パブリックコメントを終了しまして、本条例案を改正するというご意見は得られなかったというふうに理解させていただいてまして、これによって条例の変更はしておりません。

以上です。

○浜口一利議長 説明は終わりました。

この件についても説明のみとさせていただきます。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時47分 再開)

○浜口一利議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、協議事項2、議会からの報告事項についてであります。

それでは、①平成29年度分政務活動費の精算について、事務局長に説明させます。

事務局長。

○濱口事務局長 それでは、私のほうから2点説明をさせていただきます。

まず1点目の平成29年度政務活動費の精算についてでございます。

ご承知のとおり、平成30年3月末、29年度末ということで近づいてきております。つきましては、政務活動費の収支報告書の作成と精算の準備をしていただきまして、期限までに提出をしていただきますようよろしく願いをいたします。

なお、政務活動費の収支報告書につきましては、鳥羽市議会政務活動費の交付に関する条例第5条2項に、交付を受けた年度の終了日から起算して30日以内に提出しなければならないとなっております。事務局の書類審査の時間配分調整等もございますので、申しわけございませんが、可能な限り早い収支報告書と関係書類の提出のほうをよろしく願いいたします。

なお、公共料金等の支払いの明細が4月末にならないと確定とか手元に届かないなどの状況がございましたら、事前に事務局のほうへ連絡していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

1点目は以上でございます。

○浜口一利議長 この件につきまして、質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利議長 このとおりやってくださいということなので、よろしく願いします。

(「やられへんな」の声あり)

○浜口一利議長 提出しないといけないということなので、よろしく願いいたします。

(「局長命令や、早うやれ、おくれるなよ」の声あり)

○浜口一利議長 そういうことです。

続きまして、②鳥羽VS伊良湖について事務局長に説明させます。

事務局長。

○濱口事務局長 それでは、2点目の件について説明させていただきます。

お手元にチラシのほう、これ広報のページをコピーしたものでございます。そちらのほうをごらんください。

ご承知のとおり、昨年3月18日にマルシェの横のドルフィン公園のほうで同じ対決で行われまして、田原市議会のほうからほぼ全員の議員の方々がイベントに参加していただきました。今年度につきましては、来る3月10日の土曜日に田原市で開催を予定しております。場所のほうは伊良湖港の緑地公園ということで、フェリーをおりたすぐ横の公園になります。雨天決行ということで予定がされております。

つきましては、鳥羽市議会としての参加をどのようにさせていただくかということでご協議をいただきまして、議員さんのほうの判断をお願いしたいというふうに思います。なお、参加する場合、ここにも書いてあるんですが、個人負担とはなるんですが、お手元の広報書のとおりフェリーの割引乗船券ということで、半額程度で行けるようになりますので、まとめて参加申し込み等をさせていただきたいというふうに思いますので、ちょっと議員の皆様方でどういうふうにするかを決めていただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○浜口一利議長 事務局長からの説明は終わりました。

皆様方ご存じなんですけれども、鳥羽市議会と田原市議会は交流協定ということでいろいろ議会交流を活発にやっているということなので、この事業についてもそういうことで皆様方のご理解をいただいて、ぜひとも参加をしていただきたいということでございますので、よろしく願いしたいと思います。ここで手を挙げてもらおうかな。できたら行ってほしいということで、今現在のところで行ける方があれば手を挙げてほしいと思いますけれども、よろしいですか。

(「3月10日ですね」の声あり)

○浜口一利議長 3月10日。

(「土曜日か」の声あり)

(「日帰りか」の声あり)

○浜口一利議長 行ってほしいということなのでよろしく願いします。全員参加……

(「早う帰ってくるで、俺」の声あり)

(「最後までは無理やねんけど」の声あり)

○浜口一利議長 全員参加ということで、本当に都合の悪い方があれば、これについては……

○濱口事務局長 都合の悪い方だけ言うてもろうたら。じゃ、そのように。どうしても都合の悪い方だけ事務局へ。

○浜口一利議長 そういうことでよろしく願いします。

(「公務にしませんか」の声あり)

○浜口一利議長 いえ、公務ではないけれども、あくまで自由参加ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。都合の悪い方は事務局のほうへ申し込んでください。

(「ということは事務局も行くということか」の声あり)

○濱口事務局長 私は行きます。

(「車は出すのか」の声あり)

○濱口事務局長 いや、緑地公園ですので車はもう……。

○浜口一利議長 フェリーに乗っていけばいい。

○濱口事務局長 フェリーはもう乗船の個人しか半額になりませんので。

○浜口一利議長 私もちよつと都合が悪いもので、実は。

○濱口事務局長 じゃ、申し出てもらうということでお願ひします。

○浜口一利議長 この件についてはよろしくお願ひします。

○濱口事務局長 7日までが締め切りになっていますので、それまでに。

(「6日やな」の声あり)

○濱口事務局長 じゃ、一般質問の6日の日、火曜日までに申し出てくださいということでよろしくお願ひします。

○浜口一利議長 そういうことでお願ひします。

(「はい」の声あり)

(「連絡なき者は行くということで」の声あり)

○浜口一利議長 以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもちまして全員協議会を散会いたします。

(午前11時53分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年2月27日

鳥羽市議会議長 浜 口 一 利